

# 教育ローンWEB完結

## 商品概要説明書

融資対象者	次の条件をいずれも満たしている方 ① 申込時年齢が満20歳以上で完済時年齢70歳以下の方 ② 勤続（営業）年数が2年以上、かつ安定・継続した収入の見込める方 ③ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられる方 ④ 教育ローン借換の場合、借換対象教育ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方 ⑤ 高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住、または勤務している方 ⑥ 当組合に普通預金口座を保有している方
対象学校	幼稚園、小・中・高、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金使途	① 入学・在学中に必要な教育資金 入学金・授業料・家賃・その他生活費等 ② その他、当組合が認めた教育資金 ③ 上記資金で、申込受付前3ヶ月以内に現金でお支払した支払済み費用 ④ 教育ローンの借換資金（他の金融機関、クレジット会社利用分も含みます） ※ 事業性資金・投機等の不健全な資金は除きます
融資形式	証書貸付（利息後取り）
融資限度	10万円以上500万円以内（1万円単位） 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000万円以内（1万円単位） ※ ただし、借換資金のみの場合は、残存一括償還するために必要な金額を上限とします
融資期間	6ヶ月以上16年10ヶ月以内（1ヶ月単位 元金据置期間含む） 元金据置期間は次の①から③の合算期間を上限とします ① 入学前の7ヶ月間以内 ② 卒業予定年月までの在学期間以内 ③ 卒業後の3ヶ月間以内 ※ 留年、留学により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間は延長出来ません ※ 借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします
元金据置資金	幼稚園、小・中・高、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金
融資方法	お客様の返済口座への振り込み
返済方法	○元利均等毎月返済 ○ボーナス併用返済もご利用いただけます。その場合は、ボーナス併用部分は貸出金額の50%以内の範囲内とし、ボーナス返済は6ヶ月毎の年2回となります。 ○据置期間中は毎月利息のみの返済となります。
返済日	任意の日をご指定いただけます ※融資実行日の翌月を第1回目の返済月とします
返済口座	ご本人名義の口座をご指定していただきます

融資利率	<p>《変動金利型（短期プライムレート連動）》（保証料を含みます）  短期プライムレート + 年利1.175%</p> <p>○当組合の短期プライムレート（以下、「基準利率」）の変更に伴って自動的にその変動幅と同幅で借入利率が引上げまたは引下げられます。</p> <p>○変更後の利率は、基準利率変更日以降最初に到来する約定返済日（据置期間中は利息支払日）の翌日より適用します。但し、半年ごとの増額返済を併用している場合は、毎月返済部分の返済日の翌日より分ち計算します。</p> <p>○利率・元金返済額が変更された場合、当組合は借主に対して原則として変更後第1回返済日以前に、変更後の利率・元金返済額を文書により通知します。</p> <p>○基準利率の取扱いが廃止される等金融情勢の変化、その他相当事由が発生した場合には、組合は基準利率の対象を一般に行われる程度のものに変更することができるものとし、変更後初回における変動幅は組合が相当と認める方法によるものとし、以後、新基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。</p> <p>○契約期間中に固定金利への変更はできません。</p>												
遅延損害金	年14.60%												
担保	不要												
連帯保証人	不要												
お申込時にご用意していただくもの	<p>① 本人確認資料 ※ 融資申込時点で有効期限内のものに限ります  運転免許証、パスポート（住所表記のあるものに限る）、マイナンバーカード等、公的機関発行の顔写真付本人確認資料の写しいずれか1点</p> <p>② 所得証明書類 ※ 融資金額100万円以内の場合は不要です  ○給与所得者・・・源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書の写しいずれか1点  ○自営業者・・・納税証明書（1・2）又は税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等の確認できるもの）確定申告書、所得証明書の写しいずれか1点</p> <p>③ 資金使途確認資料  ○入学に必要な資金の場合  合格通知書、入学金納付書、授業料納付書、学校からの入学案内等、進学することが確認できる書類  ○在学中に必要な資金の場合  学生証、在学証明書等在学が確認できる書類  ○支払済み資金の場合  申込3ヶ月以内に発行された領収書  ○借換の場合  ・返済予定表、償還表、残高証明書の写しいずれか1点  ・直近6ヶ月間の返済遅延無いことを確認出来る書類（返済している通帳及び残高証明書等の写し）</p> <p>④ その他当組合もしくは㈱ジャックスが必要と認めた書類</p>												
返済条件変更に係る手数料	<table border="0"> <tr> <td>融資条件変更手数料</td> <td></td> <td>11,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>全額繰上償還手数料</td> <td>300万円以上</td> <td>1,000万円未満 33,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100万円以上</td> <td>300万円未満 22,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100万円未満</td> <td>11,000円（税込）</td> </tr> </table> <p>融資実行日から4ヶ月以内の繰上償還、又は当初借入額が40万円以下は無料とします</p>	融資条件変更手数料		11,000円（税込）	全額繰上償還手数料	300万円以上	1,000万円未満 33,000円（税込）		100万円以上	300万円未満 22,000円（税込）		100万円未満	11,000円（税込）
融資条件変更手数料		11,000円（税込）											
全額繰上償還手数料	300万円以上	1,000万円未満 33,000円（税込）											
	100万円以上	300万円未満 22,000円（税込）											
	100万円未満	11,000円（税込）											

苦情処理措置  
紛争解決措置

○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：ひだしんお客様相談室】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く）

受付時間：9：00～17：30

電話：0120-36-4501

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください

ホームページアドレス <https://www.hidashin.co.jp/>

○紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、

愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）、

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く）

受付時間：9：00～17：00

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

\* 本商品は飛驒信用組合の教育ローンです。株式会社ジャックスは保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、飛驒信用組合に対して保証します。

220005

令和6年9月2日現在

- \* 審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- \* 詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。
- \* 金利・ご返済額の試算は窓口にご相談ください。また、ホームページでも返済額の試算ができます。

